

佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十九号

佐賀県立佐賀コロニー管理規則の一部を改正する規則

佐賀県立佐賀コロニー管理規則（昭和四十五年佐賀県規則第七十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中「第二十二条第五項」を「第二十二条第八項」に改める。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

（水道技術管理者の資格）

第十五条 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十四条第一項により準用する同法第十九条第三項の規定により専用水道の設置者が定める水道技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- 一 水道法施行令（昭和三十二年政令第三百三十六号）第四条の規定により簡易水道の布設工事監督者たる資格を有する者
- 二 水道法施行令第四条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同項第一号に規定する学校を卒業した者については二年以上、同項第三号に規定する学校を卒業した者については三年以上、同項第四号に規定する学校を卒業した者については四年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 三 五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- 四 水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）第十四条の規定により、前二号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。